

令和元年11月26日

第95回 神戸市個人情報保護審議会

こべっこウェルカムプレゼント事業の  
実施について

(こども家庭局)



神戸市住第 1735 号  
令和元年 11 月 26 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

こべっこウェルカムプレゼント事業の実施に伴う  
住民基本台帳データ等の利用について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：市民参画推進局住民課

こべっこウェルカムプレゼント事業の実施に伴う  
住民基本台帳データ等の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

次の①②の児童にかかる下記の情報

- ① 出生時に神戸市に住民票をおいた当該年度4月2日以降生まれの児童
- ② 当該年度4月2日以降に神戸市外からの転入(異動日)により神戸市に住民票をおいた当該年度4月2日以降生まれの児童

【住民基本台帳情報】

住記個人番号

世帯番号

郵便番号

住所(漢字・コード)

世帯主氏名(漢字・カナ・アルファベット)

世帯主通称名(漢字・カナ)

氏名(漢字・カナ・アルファベット)

通称名(漢字・カナ)

世帯主宛名(漢字・アルファベット)

生年月日

世帯主生年月日

続柄

転出予定年月日

住民でなくなった日

当該世帯の満19歳未満の児童(平成13年4月2日以降生まれ)の数

【DV被害の支援者に関する情報】

DV該当フラグ

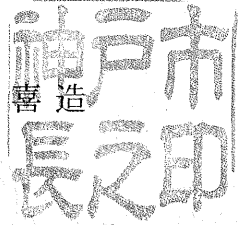
DV該当年月日

DV解除年月日

神ここ家第 3811 号  
令和元年 11 月 26 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元



## 諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

## 記

こべっこウェルカムプレゼント事業の実施に伴う  
児童手当データ等の利用について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：こども家庭局こども育成部家庭支援課

こべっこウェルカムプレゼント事業の実施に伴う  
児童手当データ等の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【児童手当受給世帯情報】

○受給者に関する情報

行政区コード

性別

住民日

住基者/住登外者

ステータス

転出予定日

福祉個人番号

認定番号

生年月日

福祉氏名 (漢字・カナ)

住基氏名 (漢字・カナ)

通称名 (漢字・カナ)

居所入力

居所郵便番号

居所表示住所

住基郵便番号

住基表示住所

○対象児童に関する情報

生年月日 (令和元年4月2日以降生まれの児童)

氏名 (漢字・カナ)

通称名 (漢字・カナ)

## こべっこウェルカムプレゼント事業の実施について

### 1 事業の内容

#### (1) 趣旨・概要

人口減少対策「リノベーション・神戸」の第1弾として、神戸に生まれてきた子どもを新たな市民として歓迎し、健やかな成長を願うとともに、子どもが生まれたご家族を祝福するため、神戸の魅力が詰まったカタログギフトを贈呈する。

また、カタログギフトの閲覧・申し込みは、本市の子育て応援ウェブサイト「ママフレ」から申し込んでいただくことで、サイトに掲載している様々な本市の子育て支援サービスや神戸で子育てする魅力を知っていただく機会にしたいと考えている。

①対象者 当該年度4月2日以降に出生した児童

(当該年度4月2日以降に神戸市外から転入した者を含む)

②内 容 第1子:1万円相当、第2子:1.5万円相当、第3子以降:3万円相当

#### (2) 対象世帯の抽出方法 (丸番号は別紙1と対応)

上記のカタログギフトを贈呈する対象者を特定するため、当該年度4月2日以降に出生した児童の情報を住民課及び家庭支援課から提供を受ける(①)。

#### (3) カタログギフト贈呈の流れ (丸番号は別紙1と対応)

- a. 抽出した対象者リストに基づき、市からデータの提供を受けた受託事業者より対象者宅に、個人ごとに異なるID等を記載した案内を準備し、送付する(②～⑤)。
- b. 対象者の保護者は、案内に記載されていた対象者の出生順位が正しかった場合はママフレを通じて商品を申し込む(⑥)。
- c. 案内に記載されていた対象者の出生順位が誤っていた場合、健康保険証の写し等の拳証書類を神戸市に送付し、対象者の出生順位に応じた案内を申し込む(⑦)。
- d. 神戸市は審査の上、受託事業者を通じて対象者宅へ案内を送付する(⑧～⑨)。
- e. 対象者の保護者はママフレを通じて商品を申し込み、受託事業者は利用状況を市へ報告する(⑩～⑫)。

#### (4) カタログギフト送付の発送管理、問い合わせ対応等

受託事業者が設置するコールセンターにおいて、送付対象者リストを管理し、案内及び商品の発送状況等に関する問い合わせ対応を行う。

#### (5) 実施計画 (予定)

令和元年12月上旬～	対象者抽出
令和2年1月下旬～	案内の送付開始

## (6) 提供件数

対象者数 約 11,300 人 (H29 年人口動態調査)

第 1 子は 5,300 人、第 2 子は約 4,300 人、第 3 子は約 1,300 人、

第 4 子以降は約 400 人

## (7) 効果

住民基本台帳情報を利用し、対象となる世帯に直接個別に案内することにより、対象世帯へ確実な周知が図ることができ、市民サービスの向上につながる。

## 2 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

### (1) システム上の保護

ア PC 統合管理システムの端末機を利用し、職員証及びパスワードによる個人認証を行う。

イ コンピューターウイルス対策ソフトウェアが導入された PC 統合管理システムの端末機を利用することにより、常に最新のウイルス定義に更新し、コンピューターウイルス等に感染することを防止する。

### (2) 運用上の保護

ア PC 統合管理システムの端末機の認証に係るパスワードは定期的に変更するとともに、操作の状況を記録する。

イ 住民課から電子記録媒体 (USB メモリ、CD-R 等) により提供を受けた住民基本台帳情報については、端末機のハードディスクにパスワードを設定して保存・管理し、閲覧できる職員を限定する。また、当該パスワードは定期的に変更する。

ウ 提供課からのデータの受領及び委託事業者へのデータの提供に当たっては、データを記録した電子記録媒体 (USB メモリ、CD-R 等) のファイルにパスワードを設定した上で、直接手渡しすることとし、受払簿により経緯を記録して適切に管理する。

エ 電子記録媒体は施錠可能な金庫等に保管し、保存する必要がなくなれば、速やかにデータを消去し、データシュレッダー処理などの方法で、記録の内容を復元できない状態にして廃棄する。

オ 帳票は施錠可能なキャビネット等に保管し、保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実かつ速やかに廃棄する。

カ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行う。

### (3) 外部委託にかかる個人情報の保護

本事業において、案内の送付やコールセンター業務等を受託する事業者は、情報セキュリティポリシー等の遵守を定めた委託契約約款及び情報処理業務等の委託契約に関する情報セキュリティ遵守特記事項に基づき、個人情報の保護につい

て厳格に管理する。

ア 委託先に対し、データの提供に当たっては、データを記録した電子記録媒体（USB メモリ、CD-R 等）のファイルにパスワードを設定した上で、直接手渡しすることを義務付ける。

イ 委託先に提供したデータは、事業終了後、速やかにデータを消去し、データシュレッダー処理などの方法で、記録の内容を復元できない状態にして廃棄することを義務付ける。



■ こべっこウエルカムプレゼント事業の実施について

